

神功・応神朝の実年代について

奥田 尚

(一)

『日本書記』は神代に始まり、初代神武天皇を経て第四一代持統天皇にいたる時代を扱った歴史書である。各天皇の年次は第二一代雄略天皇の頃(四五七年即位―四七九年死去)以降はだいたいの信頼でき、それ以前は遡るほど引き伸ばして古い年次が与えられていることは、もはや常識に属するといっても過言ではない。すでに江戸時代に新井白石は、神武紀元が古い時代に引き上げられていることを書簡に記している(『新井白石全集』第五卷)が、上記の常識が形成されたのは明治時代である。

明治十一年(一八七八)に那珂通世氏は「上古年代考」(洋々社談三八号)を発表し、神功皇后以降は実年代を推定できるとした。那珂氏の説は明治三〇年(一八九七)に「上世年紀考」(史学雑誌八一・八・九・一二)として

大成されたが、骨子は前者において完成していた。那珂氏の業績を中心におき、諸氏の紀年論を対比させて論じたものに、那珂通世著・三品彰英増補『増補上世年紀考』(一九四八年・養徳社)がある。戦後間もなくの出版であるところからすれば、三品氏が戦後の歴史学の出発点として合理的な紀年論を根底に据えようとしたことがうかがえる。

三品氏の意図がどの程度達成されたか、つまり『増補上世年紀考』が当時どのような反響を呼んだかは不明である。しかし明治の初めと戦後すぐという、ふたつの時代の大変革期に那珂氏の説が出版されたことは、決して偶然のことではなく、那珂説が極めて重要なものであることを示している。たとえば我々が応神天皇といえ、あの巨大な古墳を想起し、五世紀初頭という実年代を想定するのは、主として那珂説の成果である。

このように那珂氏の説は常識にまで転化しており、これを再検討することは不必要のようにもみえる。しかし常識ならば検討に値しないということはなく、むしろ常識のゆえに徹底的な再検討が必要だともいえよう。

(11)

那珂氏は『日本書紀』の神功皇后代（以下、神功紀と
いうように記す）・応神天皇代に記された百濟王の死去
年を、『東国通鑑』（一四八五年完成の朝鮮史料）の百
濟王死去年と対比させることで、神功皇后・応神天皇の
実年代を知りうるとした。この対応関係は次表のよう
なる。

神功紀五五年（乙亥・二五五年）肖古王没
 || 乙亥年（二七五年）近肖古王没（『東国通鑑』）
神功紀六四年（甲申・二六四年）貴須王没
 || 甲申年（二八四年）近仇首王没（『同』）
神功紀六五年（乙酉・二六五年）枕流王没
 || 乙酉年（二八五年）枕流王没（『同』）
 || 乙酉年（二八五年）枕流王没（『同』）
 || 乙酉年（二八五年）枕流王没（『同』）
 || 乙酉年（二八五年）枕流王没（『同』）
神功紀三年（壬辰・二七二年）辰斯王没
 || 壬辰年（三九二年）辰斯王没（『同』）
神功紀一六年（乙巳・二八五年）阿花王没
 || 乙巳年（四〇五年）阿華王没（『同』）
神功紀二五年（甲寅・二九四年）直支王没
 * 庚申年（四二〇年）映支王没（『同』）

最後の神功紀二五年条を除けば、すべて『紀』と『東国
通鑑』は一二〇年||千支二巡の差である。那珂氏は『紀』
の編者が、日本の紀年をより古くみせ、各大皇の寿命を
より長くみせるために、神功皇后・応神天皇の年次を夷

際よりも一二〇年引き上げた、と推定した。したがって
神功皇后・応神天皇の実年代は四世紀末から五世紀初頭
ということになる。さらに那珂氏は百濟王の没年次は、
雄略以降は『紀』と『東国通鑑』は一致するので、雄略
以降の年次は信頼できるとした。

以上の那珂説は疑問の余地がないかみえる。しかし
冷静に那珂説の論理を考えてみると、意外に脆弱な前提
に立っているといわざるをえない。那珂説の前提とは、
『紀』の編者が、正しい年次を記していた原資料を、千支
二巡繰上げて一二〇年古い年次を与えた、という点にあ
る¹⁾。この前提自体が成立しなければ、当然のことながら、
那珂説は成立しない。那珂説の前提ははたして正しいの
であろうか。この点の再検討が那珂説の再検討の主眼で
あり、ひいては神功・応神の実年代の検討にもつながる
ものである。

(11)

那珂説の前提すなわち『紀』の編者の一二〇年繰上げ
操作説に對置しうる論理としては、『紀』の依拠した原
資料の段階ですでに年次が一二〇年繰上げられていたこ
とをあげることができる。『紀』の編者が年次を操作し

たのではなく、すでに原資料の段階で年次が操作されており、『紀』の編者はただ単に原資料をそのまま信用しただけにすぎないとみるのである。²⁾この説を私案と呼んでおきたい。

那珂説と私案はさほどの差異がないかにも見えるが、そうではない。那珂説では『紀』の編者は一二〇年後の事だと知りながら、年次を繰上げたのであり、したがって『紀』の編纂時点では神功・応神は三七五年から四〇五年頃の人物だと知っていたことになる。もし私案が正しいことになれば、『紀』の編者は原資料の段階で一二〇年繰上げられていた年次、すなわち二五五年から二八五年頃の人物として神功・応神を認識していたことになる。したがって私案が成立すれば、応神は三世紀末頃の人物であり、たとえ古墳と結び付けるとしても、とうてい中期の巨大古墳ではなく、発生期の古墳を想定しなければならぬ。那珂説と私案の差異は甚だしいといわざるを得ない。

那珂説の前提が必ずしも万全ではないことを証明する資料は、神功紀の分註に求められる。神功紀の三九年・四〇年・四三年・六六年条は中国史料を引用して、中国の年次を次のように明示している。

- 神功紀三十九年(己未・二二二九年)
- || 『魏志』景初三年(二二二九年・己未)
- 神功紀四〇年(庚申・二四〇年)
- || 『同』元始元年(二四〇年・庚申)
- 神功紀四三年(癸亥・二四三年)
- || 『同』正始四年(二四三年・癸亥)
- 神功紀六六年(丙戌・二六六年)
- || 『晋起居注』泰初(始)二年(二六六年・丙戌)

すでに日本古典文学大系本『日本書紀』の補注が述べているように、『紀』の編者は『日本書紀』(一二七四年)か翌年の卜部兼文の講義録)の「秘訓」に「先師曰く、魏志の文は惣て読む可からず」とあり、河村秀根・益根『書紀集解』(一七八五年刊)はすべてを後人の加筆とみて削除を主張する。補注は上の四条をすべて『紀』の編者の手による注とみて、神武紀元にも匹敵する重要性を認めている(上巻・六一八頁)。

補注のいうように神武紀元と同価値かどうかは判断できないが、神功紀三十九年条の本文は「是年也、太歳己未」(是年、太歳己未)だけであり、通常は「太歳」の表示は元年であるのに異例の表記である。対応する分註の記事がなければ「太歳」の表示は意味をなさず、この条の分註だけは『紀』の編者が付したことは確実である。

たとえ一条だけであろうと、神功三十九年が魏の景初三年（二三九年）に相当させられていることは重大な意味を持つ。『紀』の編者にとっては神功はあくまで二三九年当時の人物であり、決して三七五年から三八五年頃の人物を一二〇年遡らせたものではない。

このことは既引の補注が、『紀』は卑弥呼に伝説上の神功皇后を擬したと強調しているのと、同じ線上にある。補注の説はそれを徹底させれば、おそらくは私案と同様に那珂説への批判にならざるをえなかったであろう。ところが補注は、いわゆる「百済三書」が『紀』の編年の基礎になったとしながらも、「神功・応神両朝の年代のことはしばらくおくとするも」と、この問題への言及を避けている（上巻・六一九頁）。

以上のように『紀』の編者にとっては、あくまで神功は二三九年頃の人物として認識されており、那珂氏の主張するように三七五年頃の人物が一二〇年繰上げられたのではない。神功が二三九年頃の人物だとすれば、『紀』の没年は二六九年で、翌二七〇年が応神の即位年となり、没年は三二〇年となる。ちなみに仁徳は三二三年の即位、三九九年の没である。

このように述べても、まだ那珂説は完全に反駁された

わけではない。百済史料と対応関係を持つ三七五年頃の神功伝承があり、たまたま一二〇年遡らせれば『魏志』の卑弥呼に一致したという可能性を否定しきれないからである。しかしそうした可能性までも否定することは不可能であるが、逆にいえばそうした可能性を論証することもまた不可能である。那珂説がそうした可能性を前提にするとすれば、那珂説自体が論証不可能な単なる思い込みにすぎないことになる。それでもなお、那珂説を採るか私案を採るか、水掛け論となりかねない。ただ那珂説では『紀』の編者は百済史料のみを恣意的に扱い、中国史料には忠実であったということになる。私案では『紀』の編者は両史料を平等に扱ったことになる。しかしこの論点もまた、決定的ではない。

（四）

最後に私案のごとく考えるとすれば、何故百済王の没年が一二〇年繰上げられたかを述べておきたい。高句麗好太王碑文に永樂九年（三九九）のこととして「百残（百済）、誓いに違ひ、倭と和通す」とある。この百済と倭の友好関係の年次の記憶があり、それに合致させるべく年次操作がなされたのであろう。その操作は私案では百

済史料の作成時にすでになされていたことになるが、べつに『紀』の編者の操作であつても差し支えない。³⁾

ここにいう百済史料とは、神功紀四七年・六二年・応神紀八年・二五年条などに引用されている『百済記』のことである。『百済記』は『紀』に引用されてしか残存せず、その信憑性には問題がある。たとえば神功四九年条は『百済記』によって本文を構成しているが、末松保和氏の『任那興亡史』（一九四九年・吉川弘文館）は一二〇年繰り下げて三六九年の史実とし、三品彰英氏の『日本書紀朝鮮関係記事考証』（一九六二年・吉川弘文館）・池内宏『日本上代史の一研究』（一九四七年・近藤出版）は六世紀頃の史実の反映とする。山尾幸久氏の『日本国家の形成』（一九七七年・岩波新書）は、千支三巡₁₁一八〇年繰り下げて四二九年の史実とみる。

『百済記』が信用しがたいことは、かつて私も触れたことがある（「五世紀代二人物の実在性について」葛城襲津彦と雄略天皇―追大紀要一七）。『百済記』が倭（日本）のことを「貴国」「天朝」と記すことからみても、あきらかに倭国に見せることを目的としており、客観的な歴史書ではない。記事内容に客観性のない史料の年次に客観性を求めることには無理があろう。このこと

は『日本書紀』にもいえることであり、年次を一見科学的に操作したからといって、なんの検討も加えずに天皇名まで信頼するのは、結局は自分に都合のよいことだけを信じるのと同じことである。

もし那珂説が成立しないとすれば、『紀』の各天皇代は引き上げられたものではなく、『紀』の掲年を移動させることなく、取り扱わねばならないことになる。そうすれば、従来種々の形で『紀』の掲年を移動させ、各天皇名に比定してきた「倭の五王」などは、その比定の根拠を失う。

那珂説は一見合理的にみえる史料操作によって、四世紀末から五世紀初頭に神功・応神が実在することを、常識の域にまで高めた⁴⁾。しかし那珂説の前提をなすものは論証不可能な論理であり、一種の思い込みにすぎない。

那珂説と同様の「一見合理的にみえ、その実は単なる恣意的な史料操作の例は、安本美典氏の『倭の五王の謎』（一九八一年・講談社新書）などの歴代天皇の在位年次の推定にもみることができる。安本氏は史料上確実な歴代天皇の平均在位年数を算定し、それを『紀』の各天皇に適用して実年代を推定する。一見合理的であるが、『紀』が歴代天皇（大王）を一人も洩らすことなく正しく採録

したという、論証不可能な前提に立っており、それゆえ極めて非合理的な推断である。

『紀』は『紀』以上のことを物語る史料ではないし、極めて史実性に乏しいものであるという、ごく当然のことを再確認して結びとしたい。

(注)

(1) 『紀』の編者が原資料をどう扱ったかについては、もう少し詳しい分析が必要である。神功・応神などに関する日本国内資料(『百濟系資料(『百濟記』)』)Bとし、5C(四世紀末から五世紀初頭、3C(5C(一三〇年(5Cを干支二巡繰上げた年次))として説明しよう。『紀』の編者がA・Bを扱った場合を想定すると、次の四通りの可能性が考えられる。

(ア) A(5C・B(5Cを『紀』の編者がA(3C・B(3Cと改変した。

(イ) A(5C・B(3Cを『紀』の編者がA(3Cと改変し、Bと関連させた。

(ウ) A(3C・B(5Cを『紀』の編者がB(3Cと改変し、Aと関連させた。

(エ) A(3C・B(3Cを『紀』の編者がそのまま配列した。

那珂説は(ウ)の場合を想定しているだけで、他の三通りは考慮していない。(イ)は可能性としては否定できない。

いが、(イ)であったことを論証するのは不可能である。(ウ)・(エ)については後の注を参照してほしい。

(2) (エ)の場合である。とくに百濟系資料(『百濟記』)が既に干支二巡の繰上げを済ませていた、とみている。

(3) (ウ)の場合である。ただし、この可能性は非常に少ない。『紀』の編者が(ウ)のような操作をしなければならぬ必然性はないであろう。

(4) 四世紀末から五世紀初頭にかけて、応神の实在を認める意見は強いが、現在では神功の实在を認める意見は少数である。和風諡号の問題などと関係するが、年代論だけから見れば不思議な状況である。